

令和 4 年度 米子市任期付職員（保育士） 採用試験 受験案内

令和 5 年 1 月 20 日
米 子 市

米子市では、保育業務に従事する「任期付常勤職員」及び「育休任期付職員」を募集します。

◆任期付常勤職員（保育士 A）

- ・任期付常勤職員は、任期がありますが、一般職の職員として任用されます。
- ・勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）は、基本的に正規職員と同様です。
- ・給料は本市における勤務経験等に基づき決定します。
給料表の改定があった場合は、任期中に給料額が変更されることがあります。

◆育休任期付職員（保育士 B）

- ・育休任期付職員は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得する定数内職員の代替職員として、任期を定めて採用する職員です。
- ・任期は、原則として職員の育児休業の取得期間となります。
- ・勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）は、基本的に正規職員と同様ですが、育児休業は取得できません。
- ・給料は勤務経験等に基づき決定します。
給料表の改定があった場合は、任期中に給料額が変更されることがあります。

※ 任用中は米子市職員として、主な勤務条件だけではなく、職務に対する責任等も正規職員と同様となります。

1 募集職種及び採用予定人員

| 募集職種 | 採用予定人員 | 採用予定日 | 任期満了日 | 職務内容 |
|--------------------|--------|----------------|---|---|
| 任期付常勤職員 【保育士 A】 | 3名 | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 8 年 3 月 3 1 日 | 市内公立保育園または公立認定こども園に勤務し、保育業務に従事します。 |
| 育休任期付職員 【保育士 B】 | 2名 | | 任期は概ね 1 年以上 3 年未満。職員の育児休業の取得期間を限度とします。 (対象となる職員の育児休業取得状況による) | 市内公立保育園、公立認定こども園または児童発達支援センターあかしやに勤務し、保育業務に従事します。 |

2 試験日程及び会場

| 試験日 | 試験場所 |
|----------|-----------------------------|
| 2月26日(日) | 米子市役所本庁舎4階会議室(米子市加茂町一丁目1番地) |

○集合時間、場所等は、応募者に別途お知らせします。

○任期付常勤職員(保育士A)、育休任期付職員(保育士B)共通の試験となります。※併願可能

3 受験資格

| |
|---|
| ○ 児童福祉法に基づく保育士登録を受けている方 (令和5年3月31日までに登録見込の方を含む。) |
|---|

※ 年齢、性別は問いません。

- (1) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。
- ・ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者
- ※1 令和5年3月31日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。
- ※2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参加に携わる職以外の職に任用されます。
- (2) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。
- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験方法及び内容

| 試験科目 | 配点 | 内容 | 解答時間 |
|------|------|---------------------------------------|------|
| 筆記試験 | 100点 | 保育指導案作成による保育に必要な知識、能力及び文章作成力についての筆記試験 | 60分 |
| 面接試験 | 200点 | 人柄などについての面接試験 | - |

○筆記試験と面接試験の得点を合計した得点の高い順に志望された区分ごとに決定します。

なお、筆記試験、面接試験には、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

5 申込み受付期間

| |
|-----------------------------------|
| 令和5年1月20日(金) ~ 令和5年2月10日(金) |
| ・ 土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 |
| ・ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 |
| ・ 郵送による申込みの場合は、2月10日(金)必着で受け付けます。 |

6 受験手続

| 区分 | 内容 |
|--------|--|
| 提出書類 | <p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部</p> <p>受験申込書及び自己紹介カードに必要な事項を記載のうえ提出してください。 受験申込書には、写真を貼付してください。</p> |
| 申込先 | <p>米子市総務部職員課（本庁舎3階） 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話（0859）23-5344</p> <p>○ 郵送の場合は、封筒の表に赤字で「任期付職員（保育士）受験申込」と書いてください。</p> <p>○ 受験票返送用として、返信用封筒を同封してください。 返信用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。</p> |
| 受験票の交付 | <p>申込者には、後日受験票を郵送しますが、2月22日までに到着しないときは、米子市総務部職員課にお問い合わせください。</p> |

○受理した提出書類は、返却しません。

○詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

7 試験結果の発表

| 区分 | 発表時期 | 発表の方法 |
|-------|------|----------------------|
| 最終合格者 | 3月上旬 | 受験者全員に対し、郵送により通知します。 |

(注) 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰上合格を決定する場合があります。

8 勤務条件

| 区分 | 内容 |
|------|---|
| 給料 | <p>○任期付常勤職員【保育士 A】 月額167,100円から222,300円の範囲内で、本市における実務経験等に基づき決定します。</p> <p>○育休任期付職員【保育士 B】 月額164,100円から247,600円の範囲内で、実務経験等に基づき決定します。</p> |
| 諸手当 | <p>扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。</p> <p>・ 期末手当及び勤勉手当の支給月数は、年度間で合計4.4か月分（令和4年度）ですが、初年度は採用日により支給割合が異なります。</p> |
| 勤務時間 | <p>勤務時間は、1週間当たり38時間45分です。</p> <p>・ 1日の勤務時間は、午前7時から午後7時までの間で、1日あたり7時間45分以内が割り振られます。</p> <p>・ 勤務時間及び勤務時間の割振りは、配属先により異なります。</p> <p>・ 保育園または認定こども園の開所日（土曜日を含む。）での交代制勤務です。</p> |

| | |
|------|--|
| 休日等 | 週休日（日曜日を含む4週間ごとの期間につき8日）、祝日、年末年始（12月29日から1月3日） |
| 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇等 |
| 社会保険 | 健康保険、年金は、市町村職員共済組合に加入 |

- 給与改定・制度改正があった場合は、それによります。
- 採用後6か月間は、条件付採用となります。
- 地方公務員法が適用されるため、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。

9 問合せ先

| | | |
|------------------|-----------------------------------|-----------------|
| ○ 試験日程や勤務条件等について | 総務部職員課人事担当（本庁舎3階） | 電話（0859）23-5344 |
| ○ 職務内容について | こども総本部こども政策課子育て政策担当 （ふれあいの里1階） | 電話（0859）23-5178 |

【参考】

日本国籍を有しない職員の任用について

日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

- (1) 公権力の行使に該当する業務
 - ア 許可、認可、免許等処分に関する業務（事業認可、建築確認等）
 - イ 検査に関する業務（立入検査等）
 - ウ 市税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する業務
 - エ そのほか、市民の権利・義務を制限することとなる業務
- (2) 公の意思形成への参画に携わる職
本市行政について、企画、立案及び決定に参画する職（課長級以上の職）